

〇〇ホーム運営規程

(指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所の運営規程の標準例)

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社〇〇が開設する〇〇ホーム（以下「事業所」という。）において実施する指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護等」という。）の事業の運営及び利用について必要な事項を定め、指定特定施設入居者生活介護等の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を計画的に行う。

2 指定特定施設入居者生活介護等は、特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画（以下「特定施設サービス計画等」という。）に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 指定特定施設入居者生活介護等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときには、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

4 指定特定施設入居者生活介護等の提供にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

5 事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、以下のとおりとする。

(1) 名 称 〇〇ホーム

(2) 所在地 横須賀市〇〇町〇-〇-〇

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。（令和〇年〇月〇日現在）

(1) 管理者 1人（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 ○人（常勤兼務）・○人（非常勤兼務）
生活相談員は、利用者又はその家族からの相談等に適切に対応し、社会生活に必要な支援を行う。
- (3) 看護職員 ○人（常勤兼務）・○人（非常勤兼務）
看護職員は、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持に努めるものとする。
- (4) 介護職員 ○人（常勤兼務）・○人（非常勤兼務）
介護職員は、指定特定施設入居者生活介護等の提供にあたる。
- (5) 機能訓練指導員 ○人（常勤兼務）・○人（非常勤兼務）
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。
- (6) 計画作成担当者 ○人（常勤兼務）・○人（非常勤兼務）
計画作成担当者は、特定施設サービス計画等の作成等を行う。

(入居定員及び居室数)

第5条 この事業所の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

- (1) 入居定員 ○人
- (2) 居室数 ○室

(指定特定施設入居者生活介護等の内容)

第6条 指定特定施設入居者生活介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 特定施設サービス計画等の作成等
計画作成担当者は、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じ、解決すべき課題を把握し、利用者及び家族の希望を考慮したうえで、他の従業者とともにサービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画等の作成等を行う。特定施設サービス計画等は、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て交付する。
- (2) 介護 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- (3) 入浴
要支援の利用者 週○回以上、利用者の状態に応じて一部介助を行う。入浴困難な状態のときは、清拭を行う。
要介護の利用者 週○回以上、利用者の状態に応じて一部又は全部の介助を行う。入浴困難な状態のときは、清拭を行う。
- (4) 排せつ
要支援の利用者 利用者の状態に応じ、排泄の自立のため一部介助を行う。
要介護の利用者 利用者の状態に応じ、排泄の自立のため一部又は全部の介助を行う。
- (5) 食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話 利用者の状態に応じて一部又

は全部の介助を行う。

- (6) 機能訓練 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
- (7) 健康管理 常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための必要な措置を講じる。
- (8) 相談及び援助 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。
- (9) 利用者の家族等との連携 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定特定施設入居者生活介護等の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定特定施設入居者生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は、別紙料金表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる費用については、別に支払いを受けるものとする。

- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 ○円（「別紙料金表のとおり。」・「実費」など）
- (2) おむつ代 1枚当たり○円（「別紙料金表のとおり。」・「実費」など）
- (3) 人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料 1月あたり○円（又は「別紙料金表のとおり。」）
- (4) 個別的な外出介助 1時間当たり○円（又は別紙料金表のとおり）
- (5) 個別的な買い物等の代行 1時間当たり○円（又は別紙料金表のとおり）
- (6) 標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助 1回当たり○円（又は別紙料金表のとおり）
- (7) その他の希望により、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合には係る費用 ○円（「別紙料金表のとおり。」・「実費」など）

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第8条 この事業所は、全室介護居室であり、一時介護室は設置していない。

2 事業者は、利用者に対してより適切な指定特定施設入居者生活介護等を提供するために必要と判断する場合には、当該指定特定施設入居者生活介護等の提供の場所を事業所内において変更（以下「介護居室の変更」という。）をする場合がある。

3 事業者は、介護居室の変更の判断に際しては、次に掲げる手続をとるものとする。

- (1) 利用者の意思を確認する。
- (2) 利用者の身元引受人等の意見を聴く。
- (3) 事業所の指定する医師の意見を聴く。
- (4) 一定の観察期間を置く。

4 事業者の判断により介護居室を変更した場合、変更前の居室の原状回復費は請求しない。ただし、利用者の希望により介護居室を変更した場合、変更前の居室の原状回復費用を請求する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 施設の利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、事業所の従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
- (2) 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。
- (3) 利用者は、健康に留意するものとする。
- (4) 利用者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

2 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- (2) 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を行うこと。
- (3) けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (4) 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 指定した場所以外の場所で火気を用いること。
- (6) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定特定施設入居者生活介護等の提供を行っている際の利用者の病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関及び利用者の家族等に連絡する等の措置を講ずる。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定め、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に従業者に周知するとともに、非常災害に備えるため、年〇回の避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第12条 管理者は、提供した指定特定施設入居者生活介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当の従業者を置き、解決に向けて調査を実施

- し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族等に説明するものとする。
- 2 事業所は、指定特定施設入居者生活介護等の提供に関し、介護保険法第23条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 事業所は、提供した指定特定施設入居者生活介護等に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

- 第13条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第14条 (虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等、事業所の状況に応じて記載してください。)

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後〇月以内
 - (2) 継続研修 年〇回
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
 - 4 看護職員又は介護職員を他の従業者と明確に区分するための措置として、(「事業所の見やすい場所に勤務形態一覧表を掲示する。」・「従業者の制服を変える。」など)
 - 5 指定特定施設入居者生活介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合を除き、身体的拘束等を行わない。
 - 6 第5項の規定にかかわらず、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、利用者の同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった

理由を記録するとともに、解除に向けた検討を行うものとする。

- 7 事業所は、この事業を行うため、特定施設サービス計画等、提供したサービス内容の記録、身体的拘束等に関する記録、市町村への通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故に関する記録その他必要な帳簿を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 8 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、株式会社〇〇と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

附 則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(別紙) ○○ホーム料金表

1 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

要介護度	単位	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1	538単位	○円	○円	○円
要介護2	604単位	○円	○円	○円
要介護3	674単位	○円	○円	○円
要介護4	738単位	○円	○円	○円
要介護5	807単位	○円	○円	○円

2 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）

要介護度	単位	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1	538単位	○円	○円	○円
要介護2	604単位	○円	○円	○円
要介護3	674単位	○円	○円	○円
要介護4	738単位	○円	○円	○円
要介護5	807単位	○円	○円	○円

3 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）

要支援度	単位	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要支援1	182単位	○円	○円	○円
要支援2	311単位	○円	○円	○円

4 加算

加算	単位	1割負担額	2割負担額	3割負担額
入居継続支援加算（○）	○単位／日	○円	○円	○円
生活機能向上連携加算（○）	○単位／月	○円	○円	○円
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12単位／日	○円	○円	○円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20単位／月	○円	○円	○円
ADL維持等加算（○）	○単位／月	○円	○円	○円
夜間看護体制加算	10単位／日	○円	○円	○円
若年性認知症入居者受入加算	120単位／日	○円	○円	○円
医療機関連携加算	80単位／月	○円	○円	○円
口腔衛生管理体制加算	30単位／月	○円	○円	○円
口腔・栄養スクリーニング加算	20単位／回	○円	○円	○円

科学的介護推進体制加算	40単位／月	○円	○円	○円
退院・退所時連携加算	30単位／日	○円	○円	○円
看取り介護加算 (○) (死亡日以前31日以上45日以下)	○単位／日	○円	○円	○円
看取り介護加算 (○) (死亡日以前4日以上30日以下)	○単位／日	○円	○円	○円
看取り介護加算 (○) (死亡日の前日及び前々日)	○単位／日	○円	○円	○円
看取り介護加算 (○) (死亡日)	○単位／日	○円	○円	○円
認知症専門ケア加算 (○)	○単位／日	○円	○円	○円
サービス提供体制強化加算 (○)	○単位／日	○円	○円	○円
介護職員処遇改善加算 (○)	1月の合計単位数×○%/月			
介護職員等特定処遇改善 加算 (○)	1月の合計単位数×○%/月			

(注) 利用者負担額 (1割、2割又は3割の額) の算出方法

1 から 4 までの計算によるサービス合計単位数×10.45円=○円 (1円未満切り捨て)

○円－ (○円×0.9 (0.8又は0.7) (1円未満切り捨て)) =△円 (利用者負担額)

※10.45円は、横須賀市 (5級地) の地域加算

5 運営基準で定めるその他の費用

- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 ○円 (又は「実費」など)
- (2) おむつ代 1枚当たり○円 (又は「実費」など)
- (3) 人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料 1月あたり○円
- (4) 個別的な外出介助 1時間当たり○円
- (5) 個別的な買い物等の代行 1時間当たり○円
- (6) 標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助 1回当たり○円
- (7) その他利用者の希望により、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場
合に係る費用 ○円 (又は「実費」など)

6 通常のサービス提供を超える費用 (利用者負担10割)

項目	金額	内容
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額 と同額	区分支給限度基準額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険外のサービス料金です。